

海洋ごみの処理推進等を求める意見書

昨年は、台風や台風崩れの低気圧が全国各地を襲い、甚大な被害をもたらしました。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木が漁業被害をもたらすとともに、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生しました。

こうした漂流物への対策に地方公共団体が活用できる事業としては、以前なら地域グリーンニューディール基金がありましたが、現在は海岸漂着物等地域対策推進事業だけとなっており、しかも、同事業は災害対応を想定したものとはなっていません。

また、海洋ごみは災害関連のものだけではありません。平成27年のG7エルマウサミットにおいては、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策が初めて世界的課題として認識されました。さらに、昨年のG7伊勢志摩サミットにおいては、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されています。

しかし、海洋ごみには国内外を問わず多様な地域に由来するものが混在しており、沿岸の地方公共団体がみずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあります。加えて、海洋ごみの約7割は河川に由来するという指摘もあり、こうした発生源への対策は特に重要な課題です。

よって、政府は、海洋ごみの処理推進並びに発生抑制及び削減に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 河川が海洋ごみの主要な発生源となっているため、地方公共団体の厳しい財政状況を考慮し、国以外が管理する河川を含め、国による新たな発生源対策を行うこと。
 2. 地域グリーンニューディール基金のように、地方公共団体が機動的に活用できる海洋ごみ対策事業を設けること。
 3. 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量、分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月28日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

環境大臣